

人事行政の運営状況を公表します

市職員の給与や職員数、勤務条件などについてお知らせします。この公表は、「相生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づくもので、人事行政の運営状況を市民の皆さまにお知らせし、その公平性と透明性を高めることを目的としています。
お問い合わせは、総務課職員係へ(TEL 23-7126 FAX 22-6439)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況

	H31. 4. 1現在	H31. 4. 2～R2. 4. 1		R2. 4. 1現在
		採用者	退職者	
職員数	261	30	15	276

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		職員数		増減数	主な増減理由
		平成31年	令和2年		
一般行政部門	議 会	3	4	1	業務増による
	総務企画	51	54	3	欠員補充による
	税 務	15	16	1	東日本大震災被災地へ職員派遣による
	民 生	25	27	2	欠員補充による
	衛 生	44	42	△ 2	欠員不補充等による
	農林水産	8	8	0	
	商 工	4	4	0	
	土 木	17	17	0	
	小 計	167	172	5	
部門行政特別	教 育	57	61	4	用務員正規化、幼稚園教諭計画採用等による
	小 計	57	61	4	
公営企業等 会計部門	病 院	25	30	5	業務増による
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	8	9	1	業務増による
	小 計	37	43	6	
合 計		261	276	15	

(注) 上記の職員数は、一般職に属する職員数(教育長除く。)で、再任用職員も含んでいます。

(3) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳
職員数	1人	11人	15人	27人	34人	21人

(横につなげます)

40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
35人	38人	38人	21人	25人	10人	276人

(4) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア 基本方針

本計画においては、厳しさを増す財政状況の中にあっても、今後ますます増大すると予測される行政課題に的確に対応し、効果的で効率的な行政経営を行える組織体制を確保するため、新たな行政需要等に対応した適切な職員配置に努めるとともに、事務事業の見直しや民間委託等の活用等により、引き続き職員数の抑制を基本とした職員数の適正化を進めていくこととします。

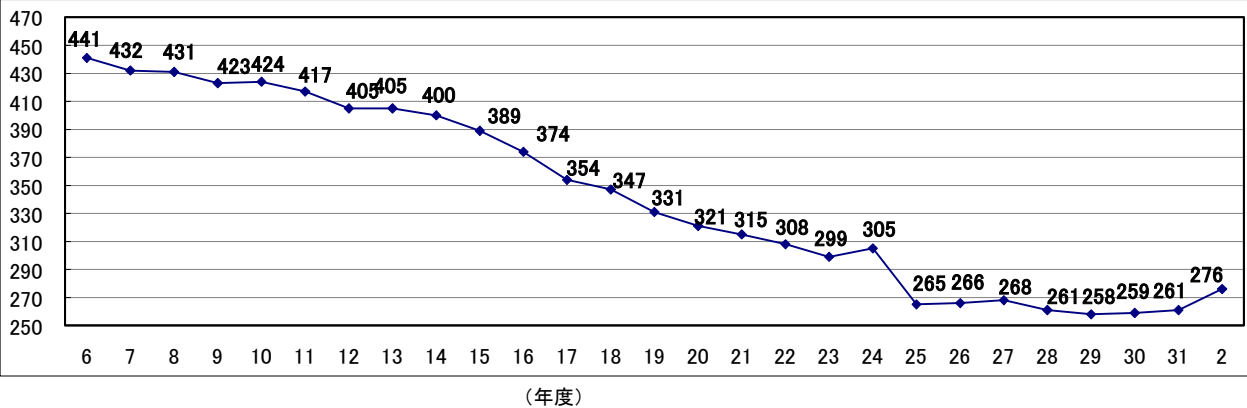
イ 第5次定員適正化計画

平成27年4月1日現在の職員数242人(市民病院に勤務する医師、技師、看護師の計27人を除く。)を基準として、平成28年度から令和2年度の5年間で計画期間とするもので、令和2年4月1日の目標職員数を250人とし、計画的に職員数の確保を図ることとしています。計画期間中における各年度の職員数については、再任用職員の任用状況とのバランス等を考慮しながら、将来にわたり職員年齢構成等にひずみが生じないよう年度ごとに平準化を図り、計画的な採用を行います。

(注) 第4次定員適正化計画では、平成22年4月1日職員数281人(市民病院に勤務する医師、技師、看護師の計27人を除く。)から、西はりま消防組合移管職員39人を除いた242人を維持することを目標とし、結果、目標年次の平成27年4月1日職員数は242人となり、新たな行政需要等へ対応する中、目標値内での職員配置となるよう適正な定員管理に努めてきました。

(5) 職員数の推移

(人数)



2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考)30年度の人件費 率
元年度	元 1. 1 人	千円	千円	千円	%	%
	29,215	12,979,157	288,264	1,835,352	14.1	15.5

(注)人件費には、市長、議員等特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

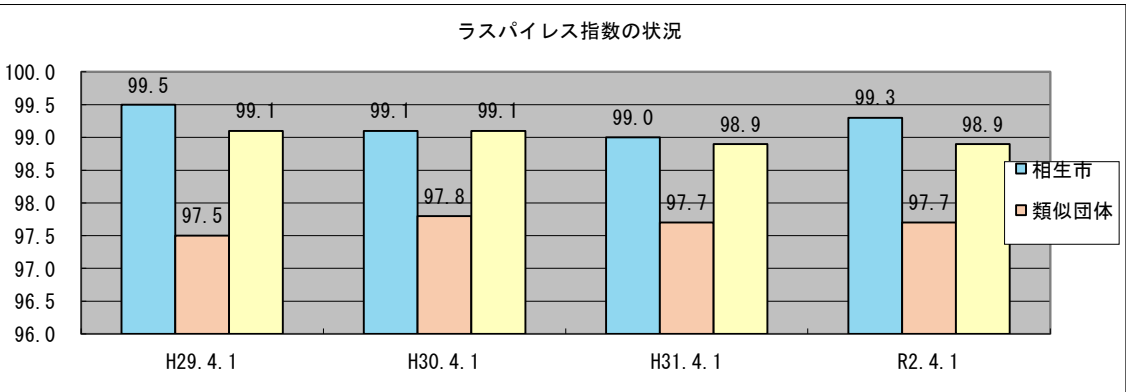
(2)職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与費
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	(B/A)
2年度	人 233	千円 828,340	千円 136,741	千円 313,539	千円 1,278,620	千円 5,487

(注)1 特別職は除きます。

2 給与費は予算に計上された額です。(退職手当は除く)

(3)ラスパイレ指数の状況



(注)1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。

(4)給与改定の状況

区分	給与改定率	(参考) 国の改定率
元年度	% 0.17	% 0.09

区分	年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
元年度	月 4.50	月 4.50

(注)「年間支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

- ①給料表の見直し [実 施]
- 【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日
- 【内 容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
- ②その他の見直し内容
- 管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5)職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

一般行政職				(参考)平成31年4月1日現在、相生市のラスパイレ指数は99.0で、県下29市中14位となっています。なお、ラスパイレ指数とは、国の給与水準を100として、地方公務員の給与水準と比較するものです。
平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	
40.8歳	152人	308,500円	359,212円	
技能労務職(全体)				(注)平均給与月額とは、給料と各種手当(職員手当)の合計額を平均したものです。
平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	
49.4歳	41人	246,400円	271,882円	
技能労務職(清掃員)				
平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	
50.2歳	3人	254,467円	292,517円	
技能労務職(学校給食員)				
平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	
46.5歳	7人	225,757円	229,529円	
技能労務職(用務員)				
平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	
47.0歳	10人	212,150円	215,860円	

区分	民間			A/B	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額		相生市	民間	C/D
			(B)		(C)	(D)	

清掃員	廃棄物処理業作業員	46.2歳	300,100円	0.97	4,749,989円	4,166,100円	1.14
-----	-----------	-------	----------	------	------------	------------	------

学校給食員	調理師	41.6歳	276,800円	0.83	3,581,490円	3,765,100円	0.95
-------	-----	-------	----------	------	------------	------------	------

用務員	用務員	55.9歳	207,900円	1.04	3,393,699円	2,862,400円	1.19
-----	-----	-------	----------	------	------------	------------	------

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成27年～29年の労働者数で加重平均)を使用しています。調理師は兵庫県の平均値、清掃員・用務員は全国の平均値です。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※年収ベースの「相生市(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(6) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		相生市	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	188,700円	182,200円
	高校卒	154,900円	150,600円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	254,675円	289,000円	367,833円
	高校卒	—	—	—

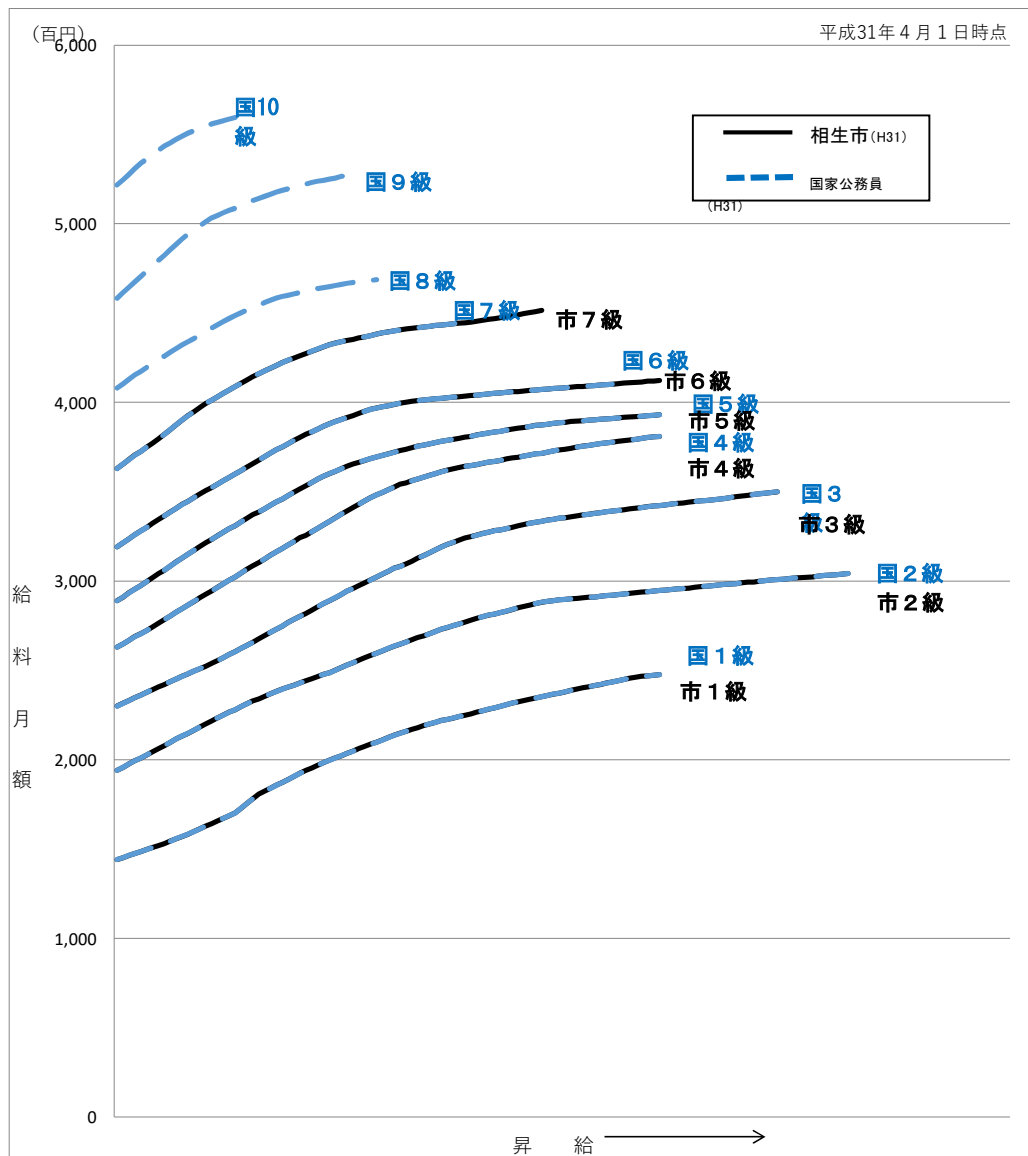
※対象者が不在の場合は、「—」としております。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な 職務内容	職員数	構成比	参考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
7級	部 長	9人	5.9%	6.2%	9.5%
6級	課 長	20人	13.1%	13.0%	12.2%
5級	主幹・課長補佐	18人	11.8%	15.7%	15.7%
4級	係長	23人	15.0%	13.0%	17.7%
3級	主任	23人	15.0%	15.1%	10.2%
2級	主事・技師	45人	29.4%	23.3%	21.1%
1級	主事・技師	15人	9.8%	13.7%	13.6%
計		153人	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1 相生市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
3 給与構造改革により、8級制から7級制へ給料表の級区分が変更されています。
4 給与区分に対する標準的な職務の内容を明確なものとするため、平成20年度から係長の区分を3級から4級へ、課長補佐の区分を4級から5級に改正されています。

(9) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(10) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年4月1日を基準日として、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて行うこととしています。そして、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同日前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給とすることを標準として、以下に定める基準に基づき決定しています。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		右記以外の職員	55歳を超える職員
勤務成績が極めて良好である職員	A	8号給以上	2号給以上
勤務成績が特に良好である職員	B	6号給	1号給
勤務成績が良好である職員	C	4号給(2号給)	0号給
勤務成績がやや良好でない職員	D	2号給(0号給)	0号給
勤務成績が良好でない職員	E	0号給	0号給

※()は、上記(8)一般行政職の級別職員数の状況の表中5級であり、かつ、主幹の職にある職員又は6級以上の職にある職員のほか、規則で定められた管理職以上の職員に適用されます。

(11) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当の状況

相生市			国
(元年度支給割合)			同じ
	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.3月分	0.95月分	
12月期	1.3月分	0.95月分	
計	2.6月分	1.9月分	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

期末手当及び勤勉手当は、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は6月1日及び12月1日(これらの日を基準日といいます。)にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて支給され、勤勉手当は基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給されます。また、令和元年度における支給割合等は過去1年間の民間企業のボーナス支給実績を反映した結果となっています。

②退職手当の状況(令和2年4月1日現在)

相生市			国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	同じ
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) 1人当たり平均支給額 (元年度退職者 普通会計平均額) 11,900千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)

③特殊勤務手当の状況(令和2年4月1日現在)

職員全体に占める手当支給職員の割合		16.3%
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度普通会計決算)		94千円
手当の種類(手当数)		9
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	清掃作業従事手当
	多くの職員に支給されている手当	清掃作業従事手当

④時間外勤務手当の状況

令和元年度	支給総額(普通会計決算)	職員1人当たり平均支給年額
	33,654千円	150千円
平成30年度	支給総額(普通会計決算)	職員1人当たり平均支給年額
	21,422千円	96千円

⑤管理職手当の状況

令和元年度	支給総額(普通会計決算)	職員1人当たり平均支給年額
	33,300千円	584千円
平成30年度	支給総額(普通会計決算)	職員1人当たり平均支給年額
	35,724千円	586千円

⑥その他の手当の状況(令和2年4月1日現在)

相生市		国	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500円/月 扶養親族	同じ	22,271千円	265千円
	子:一人につき10,000円/月 ※16歳~22歳まで5,000円加算 その他:一人につき6,500円/月			
住居手当	借家28,000円/月を限度	同じ	7,126千円	274千円
通勤手当	交通機関利用者 55,000円/月を限度 自動車等利用者(2km以上) 2,000円~31,600円/月	同じ	10,097千円	64千円

(注)1 支給実績及び職員1人当たり平均支給年額は、令和元年度普通会計決算より算出しています。
2 持家に係る住居手当については、平成21年12月1日から廃止しています。

(12)特別職の報酬等の状況

(令和2年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給料	市 長	820,000円 (897,000円)
	副市長	718,000円 (744,000円)
	教育長	637,000円 (646,000円)
報酬	議 長	495,000円
	副議長	424,000円
	議 員	386,000円
期末手当	(元年度支給割合)	
	市 長	期末手当
	副市長	6月期 2.25月分
	教育長	12月期 2.25月分
		計 4.50月分
	(元年度支給割合)	
	議 長	期末手当
	副議長	6月期 2.25月分
	議 員	12月期 2.25月分
		計 4.50月分

(注) 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

令和元年度における業務の状況

(令和2年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分		
	時間	開始時間	終了時間
勤務時間	7時間45分	8時30分	17時15分
休憩	1時間	12時00分	13時00分

(2) 一般職の年次休暇の状況(令和元年分)

年次休暇	1年を通じ20日以内
平均取得日数	8.5日

令和元年度における業務の状況

(令和2年4月1日現在)

種 類	日 数
公傷病休暇	3年以内
私傷病休暇	90日以内
産前及び産後の休暇	予定日以前8週間(多胎妊娠14週間) 出産日後8週間
育児時間	1日2回それぞれ30分以内
生理休暇	2日以内
結婚休暇	5日以内
配偶者の出産休暇	2日以内
男性職員の育児参加休暇	5日以内
忌引休暇	7日以内
夏季休暇	3日以内
ボランティア休暇	5日以内
子の看護休暇	5日以内
短期介護休暇	5日以内
組合休暇(無給)	30日以内
介護休暇(無給)	連続する6月以内

令和元年度における業務の状況

男性	女性	計
—	10人	10人

4 職員の服務の状況

令和元年度における業務の状況

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例規則、上司の職務命令に忠実に従わなければなりません。

(2) 職務に専念する義務

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務にのみ従事しなければなりません。

(3) 信用失墜行為の禁止

職員は、その職の信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。

(4) 秘密を守る義務

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

(5) 政治的行為の制限

職員は、政党その他の政治団体の結成に関与したり、役員になったり、これらの構成員になるよう、また、ならないよう勧誘してはいけません。

(6) 争議行為の禁止

職員は、争議行為(ストライキ)をしてはいけません。

(7) 営利企業等の従事制限

職員は、許可なしに営利を目的とする会社その他の団体等の役員を兼ね、または、自ら営利を目的とする企業を営み、または、報酬を得ていかなる事業・事務に従事してはいけません。

5 職員の研修及び人事評価の状況

令和元年度における業務の状況

職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲をもって職務に取り組み、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけるため、様々な研修を行っています。

令和元年度の職員研修の状況

研修名・派遣研修機関	受講人数
新任職員研修	6人
行政能力向上研修	7人
新任係長職研修	3人
行政実務基礎研修	20人
一般職研修(主体性開発)	21人
監督職研修(マネジメント力向上)	21人
管理職研修(講演会:ハラスメント防止)	36人
現業職研修(講演会:ハラスメント防止)	44人
国内派遣研修	2人
普通救命講習	47人
政策課題研修	4人
人権研修	19人(人権研修推進委員) ※人権研修は、全職員が受講
計	230人
派遣研修	
兵庫県自治研修所	23人
播磨自治研修協議会	49人
兵庫県	5人
兵庫県市町村振興協会	0人
市町村職員中央研修所	0人
全国市町村国際文化研修所	3人
兵庫県市長会	1人
自治大学校	1人
国土交通大学校	0人
地域活性化センター	0人
陸上自衛隊	6人
計	88人
合計	318人

(2) 人事評価の状況

令和元年度における業務の状況

階層別評定項目

部課長級

能力評価	能力	組織管理能力
		対人能力
		政策形成・判断能力
		部下指導能力
	意識行動	公務員倫理
		人権感覚(国際感覚的要素加味)
		自己成長意識
		市民感覚
業績評価	業績	業務処理実績(業務遂行能力)
		業務改革実績(コスト・改革意識)

課長補佐・係長級

能力評価	能力	知識・技能
		政策形成能力
		対人能力
		組織管理・部下指導能力
	意識行動	公務員倫理
		人権感覚(国際感覚的要素加味)
		自己成長意識
		市民感覚
業績評価	業績	業務処理実績(業務遂行能力)
		業務改革実績(コスト・改革意識)

一般職

能力評価	能力	知識・技能
		理解力
		表現力・正確性
		対人能力
	意識行動	公務員倫理
		人権感覚(国際感覚的要素加味)
		自己成長意識
		市民感覚
業績評価	業績	業務処理実績(業務遂行能力)
		業務改革実績(コスト・改革意識)

技労職

能力評価	能力	体力
		機敏さ
		熟練
		知識・技能
	意識行動	理解力
		協調性・勤勉性
		注意力・安全観察
		市民感覚・公務員倫理
業績評価	業績	業務処理実績(業務遂行能力)
		業務改革実績(改革意識)

令和6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況(令和元年度)

職員の健康保持と疾病予防のため、相生市職員安全衛生管理規程第17条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

区 分	受診者数
定期健康診断	166人
特別健康診断	3人

(2) 公務災害及び通勤災害の発生状況(平成30年度)

災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤によって災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員及びその遺族の援護など必要な事業を行うことを目的としています。

災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金兵庫県支部が行っています。

災害区分(認定)	認定件数
公務災害	3件
通勤災害	1件
計	4件

(3) 職員の福利厚生状況

令和元年度における業務状況

【予算額、補助金、会費等について】

共済会予算額	12,070千円	(令和元年度比 △830千円 △6.4%)
公費補助額	2,200千円	(令和元年度比 同額)
会費額	6,440千円	給料の0.7%
その他収入額	3,430千円	手数料、行事参加負担金、基金繰入金等
会員数	255人	令和2年4月1日現在

【各種事業について】

種 別	事業名	備考
給付事業	弔慰金	財源は、全額会費により運営
	出産見舞金	
	病氣見舞金	
	結婚祝金	
	入学祝金	
	結婚記念祝金	
	退会給付金	
	研修給付費	
	特症給付金	
	特定給付金	
	災害備蓄給付費	
	職員交流費	
福利厚生事業	健康増進事業	財源は、会費及び市補助金等により運営
	リフレッシュ事業	
	イベント協賛事業	
	クラブ活動推進事業	
	厚生事業	

7 公平委員会の状況

令和元年度における業務の状況	
勤務条件に関する措置の要求件数	0件
不利益処分に関する不服申立て件数	0件